

私的使用のための複製 (第 30 条)

自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製することができる。

引用 (第 32 条)

自分の著作物に引用の目的上正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができる。

学校その他の教育機関における複製等 (第 35 条)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

試験問題としての複製 (第 36 条)

入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製し、又は公衆送信を行うことができる。

営利を目的としない上演等 (第 38 条)

営利を目的とせず、観客から料金を取らない場合は、著作物の上演・演奏などができる。